

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第23号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年白川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年1月白川町条例第4号。以下「条例」という。）第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条、附則第2条の3第1項、第2項及び第3項並びに<u>条例</u>附則第3条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書きの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて<u>刑事施設</u>（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年1月白川町条例第4号。以下「条例」という。）第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条、附則第2条の3第1項、第2項及び第3項並びに<u>　</u>附則第3条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書きの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて<u>監獄</u>（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている</p>

改正後	改正前
<p><u>禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>16 実施機関は、<u>条例附則第2条の3第3項、<u>条例附則第3条第3項</u>及び<u>条例附則第4条の2第4項</u>の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>____場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>16 実施機関は、<u>条例附則第2条の3第3項、____附則第3条第3項及び____附則第4条の2第4項</u>の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。)に拘留されている又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁固若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。